

□概要

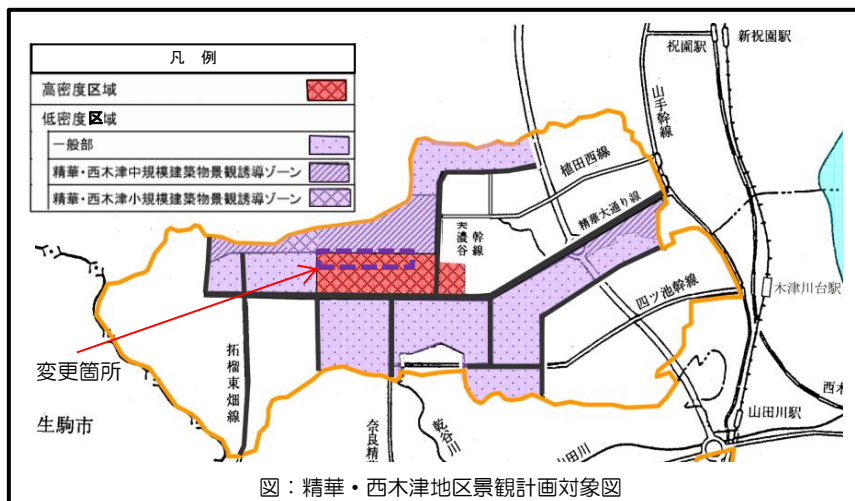
関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画に定めている「高密度区域」の指定内容を変更する。

□理由

精華・西木津地区センターゾーンの未利用地について、早期の土地活用、機能集積を進めるために、平成29年度に関係者による土地利用計画の検討を行い、商業機能の集積に加え研究開発機能をもった施設の導入を図ることになり、精華町において、平成30年3月に一部区域が準工業地域に用途変更された。

変更区域については、センターゾーンとして高度な土地利用をする方針に変更ないことから、引き続き当該土地の景観区域を高密度区域として指定するために、必要な文言の修正を行うものである。

現行	変更案
高密度区域、低密度区域：対象区域図で示す文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンの内、都市計画法第8条に規定する用途地域が商業地域として定められている区域を「高密度区域」とし、それ以外の区域を「低密度区域」とする。	高密度区域、低密度区域：対象区域図で示す文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンの内、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が商業地域として定められている区域及び精華・西木津地区の準工業地域のうち、同法同条第3項第2号イの規定により都市計画において容積率が400%と定められている区域を「高密度区域」とし、それ以外の区域を「低密度区域」とする。



図：精華・西木津地区景観計画対象図